

広島城三の丸整備等事業

公募設置等指針等に対する質問への回答（その1）

- ・ 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針等に対する質問の一部について回答します。質問を御提出いただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和4年8月24日
広島市

■ 公募設置等指針に対する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
A001	10	1	(7)	シ	<p>三の丸のゾーニング計画について、緊急自動車の動線確保等で建築上の制約がある場合はその内容をお示しください。</p>	<p>広島城三の丸歴史館に係る緊急車両の動線については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 また、広島城三の丸歴史館の敷地の範囲内においては、認定計画提出者による建築物の整備を行うことができません。ただし、案内板等の工作物については、本市と協議の上、設置することが可能です。</p>
A002	31	5	(1)	イ	<p>「応募(申請)グループの場合は、代表法人及び構成法人等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該応募(申請)グループを選定の対象外とします。」とありますが資格を確認する時点は、公募設置等計画の提出日と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。公募設置等計画の提出日時時点で欠格事項に該当するか否かを事務局で確認し、該当する場合は選定の対象外とします。</p>

■ 別添資料1 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
		第2	1	(2)	カ	(ア)		
B001	11	第2	1	(2)	カ	(ア)	<p>広島城三の丸歴史館の整備予定区域が未定で、提案者により適宜設定する場合は、建物廻りはどの範囲までを提案者側で整備する必要がありますか？ (建物周辺、エントランス前、バックヤードなど)</p>	<p>広島城三の丸歴史館の敷地の範囲については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 広島城三の丸歴史館の敷地の範囲のうち、建物以外（外構等）については、原則、特定公園施設として、認定計画提出者により設計・整備を行います。 ただし、出入口の前や搬入ヤードなど、広島城三の丸歴史館への入退に影響のある部分については、本市が別途発注する広島城三の丸歴史館の設計業務の受注者と調整を行う予定です。</p>
B002	11	第2	1	(2)	カ	(ア)	<p>「広島城三の丸歴史館は、本事業とは別に従来 of 公共事業手法により整備し、・・・施設整備に当たっては、当該施設の整備予定区域を考慮する必要がある」との記載がありますが、整備予定区域を示した図面はありますか？</p>	<p>No. B001の回答を確認してください。</p>